

企 調 第 205 号
令和 6 年 11 月 1 日
(2024 年)

生活者目線で金沢方式を考える会
代表 湯谷 増男 様

金沢市長 村山 卓
(公印省略)

公開質問状について（回答）

令和 6 年 10 月 24 日付けの公開質問状につきましては、以下のとおり回答いたします。

貴会からのご質問

地元負担金（金沢市の扱いでは寄附金）についてお尋ねします。

公民館を建替えようとしたとき、地元組織された町会連合会を中心とする建設委員会は、金沢市に納付する「寄附金」を「地元負担金」として各町会に割り振って準備させ、各町会から強制的に徴収しようとしています。
建設委員会は寄附金を地元負担金として徴収する根拠を「金沢方式による」として町会および町会住民に説明し、町会および町会住民のほとんどはその寄附金を「支払いを拒否できない支払い義務のあるお金」だと認識しています。

地元負担金は市の扱いでは寄附金です。寄附はもともと任意で行うものです。町会や個人として「負担金を支払わない」という選択をした場合、市長はその判断を尊重なさいますか。

本市からの回答

本市における地区公民館の整備等については、それぞれの校下（地区）において、地元負担を伴ってでも設置を望む、その地域の総意に基づき進めています。

地元負担の集め方等については、地域において様々な方法があると聞いていますが、それぞれの校下（地区）の町会連合会等において決定されるものと承知しており、個々の対応について、市は見解を述べる立場にはないと考えています。

以上